

いい値！マイカーローン

(カーライフ)

(一社) しんきん保証基金保証

(平成30年4月2日現在)

1. 商品名	いい値！マイカーローン (カーライフプラン)
2. ご利用いただける方	・ 次のすべてを満たし、(一社) しんきん保証基金の保証を受けられる方 ① 満20歳以上の方 ② 安定継続した収入のある方 ③ 当金庫の会員または会員となる資格(下記 i もしくは ii に該当する方)を有する方 i 当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ii 当金庫の地区内の事業所に勤務されている方
3. お取扱期間	・ 平成30年2月1日(木) 申込受付分から 平成30年9月28日(金) までの融資実行分
4. お使いみち	・ お申込人またはお申込人の家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫)が使用する自家用自動車、オートバイ(含む原動機付自転車)、自転車(電動アシスト自転車、ロードバイク、クロスバイク等)にかかる次の資金 ① 購入資金(購入にかかる税金・保険料等も可) ② 車検・修理費用 ③ パーツ・オプションの購入・取付費用 ④ 自動車保険費用 ⑤ 運転免許取得費用 ⑥ 車庫設置費用 ⑦ お申込人が①から⑥を用途として当金庫を含む金融機関、自動車メーカー系を含む信販会社等からお借入れされたローンのお借換え資金(お借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む) ※ご融資金は、原則としてご購入先等へお振込みによりお支払いいただきます(振込手数料は別途ご負担いただきます)。 ※個人売買やご購入先がお申込人またはそのご家族(配偶者・親(配偶者の親を含む)・子)が経営する事業者である場合は、ご融資の対象外とさせていただきます。
5. ご融資形態	・ 証書貸付
6. ご融資金額	・ 1,000万円以内(1万円単位)
7. ご融資期間	・ 2年以上10年以内(1ヵ月単位)
8. ご融資利率	・ 年1.2% <変動金利型(1年周期のみ)> ただし、下限金利は融資実行時のご融資利率といたします。 ・ お借入期間中のご融資利率の変動について 当金庫所定の新長期貸出最優遇金利を基準金利として、現在の基準金利と前回の基準金利との差をもって、ご融資利率を引上げまたは引下げする見直しを行います。第1回目のご融資利率の見直しは、お借入日から起算し1年目の応答日の属する月の1日を基準日とし、基準日現在の基準金利とお借入日時点の基準金利との差をもって行います。第2回目以降のご融資利率の見直しは、前回の基準日から起算し1年目の応答日の属する月の1日を現在の基準日として、基準日現在の基準金利と前回の基準日の基準金利との差をもって行い、1年ごとに見直しを行います。なお、見直し後のご融資利率は基準日の翌月の約定返済日の翌日から適用いたします。 ・ 詳しくは、当金庫本支店の窓口にお問合わせ下さい。

<p>9. ご返済方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月元利均等割賦返済とします。 ・ お借込金額の50%以内につき6ヵ月毎の増額(ボーナス)返済併用も可能です。 ・ 元金返済据置期間は6ヵ月以内とします。 ・ 産前産後休業または育児休業中の場合、上記6ヶ月間の元金返済据置期間とは別に、元金返済据置期間を最長2年間までとします。 <p>※具体的なご返済額は、当金庫本支店の窓口でお申し出いただければ試算いたします。また、当金庫ホームページでもご返済額の試算が可能です。</p>
<p>10. 保証人・担保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ (一社) しんきん保証基金が保証しますので、担保・保証人は不要です。
<p>11. 保証料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ (一社) しんきん保証基金へ別途保証料0.78%が必要となります。 ・ 保証料の支払方法は元利金返済に合わせ、分割してお支払いいただきます。
<p>12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部業務課(9時～17時、電話：0824-72-5588)にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。 また、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)等があります。 利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部業務課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。また、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。
<p>13. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当金庫HP (http://www.shinkin.co.jp/midori/) より仮審査のお申込をすることができます。 ・ 保証会社の保証が得られない場合など、ご希望に添いかねることもありますので、あらかじめご了承ください。